

# 人権ほっと26年9月号

放送禁止歌について

大阪教育大学教授

堀 薫夫

のナバーム弾をさす。

2012年年末の紅白歌合戦でも盛り上がった歌のひとつは美輪明宏の「ヨイトマケの唄」だろう。しかしこの歌は長い間テレビには登場していない。その背後には放送禁止歌と自主規制をめぐる問題がある。ヨイトマケは「ヨイツと縄を巻け」という意味だとされているが、日雇い労働者を暗に示す。

岡林信康の「手紙」は放送禁止歌の象徴だ。「(被差別) 部落に生まれたがゆえに結婚が困難になる」という歌詞が強烈で、まずテレビなどで流れることはない。しかし歌詞をよく見ると、差別に反対する内容なのだ。この歌に対する部落解放同盟などからの抗議は出ていないという指摘もある(森達也『放送禁止歌』解放出版社、2000)。

そこにあるのは、マスコミによる自主規制という問題である。赤い鳥の「竹田の子守唄」も同様の歌である。

アメリカのクリーデンス・クリアウオーター・リバイバルの「雨を見たかい」も、アメリカで放送禁止歌の扱いを受けたようだ。「雨を見たかい?」とは奇妙なタイトルだが、これは戦争

このほかかなり有名な歌手の歌なども、放送禁止(あるいは要注意)歌になっている。そのなかには、人権侵害の要素がうかがわれるものもあれば、首をかしげるような禁止理由の歌もある。しかし今日のネット社会では、こうした曲も容易に拝聴できるようになってしまっている。

放送禁止歌の背景にはマスメディア側の自主規制問題があるが、他方今日では、インターネットによるある種の無規制状態が横行している。こうした時代と状況にあっては、いくつかの「放送禁止歌」を、人権学習の素材・教材として取り上げていくことが重要かと思う。少し前に京都市でわらべ唄のシンポジウムがあり、「竹田の子守唄」の歌詞の意図が議論されていた。その後、みなでこの唄を歌った。こうした活動もまた、人権問題学習のひとつの姿なのだろう。